

西郷村の人口及び世帯数

世帯数	2,103
人口	10,874
男	5,352
女	5,522



発行日 昭和40年8月10日

発行所
西郷村役場
電話(熊倉) 1番・2番・7番
編集 発行人 相山昭喜
印刷人 印刷所

農地被買収者に 給付金の支給

▽「農地被買収者」とは、旧自作農創設特別措置法第三条第一項若しくは第五項又は農地法施行法第十二条第一項第一号の規定により農地を買収された者で、その被買収農地の面積が一畝以上のものをいう。措置法第十六条第一項又は第二十八条第三項の規定により売渡された農地に係る次の面積の合計面積。

イ、田の面積

ロ、畑の面積の百分の六十に相当する面積

▽給付金の支給

一、農地被買収者。

二、昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個人たる農地被買収者の遺族及び同日以前に解散した法人たる農地被買収者の一般承継人。

▽「給付金の支給を受けるべき遺族の範囲」

一、死亡した者の死亡の當時における配偶者(婚姻の届出をしてなかつたが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)子・孫及び父母

▽給付金の支給を受けるべき遺族の順位など。

一、配偶者は先順位の遺族と常に同順位とする。
一、子のうち昭和四十年三

なしその一人に対してした給付金の支給は全員に對してしたもののみならず
▽給付金の額

月三十一日以前に死亡した者があるときは、その者に係る孫は代襲により他の子と同順位とする。
一、父母については、養父母、実父母の順とする。
一、給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした給付金の支給の請求は全費のためにその全額につきしたものとみなす。

区	分	割	合
一町以下の面積			百分の百
一町をこえ二町以下の面積			百分の五十
二町をこえ三町以下の面積			百分の三十
三町をこえる面積			百分の十

一、その被買収農地の面積が一反に満たないものに支給する給付金の額は一万円とする。
▽記名国債の交付
給付金は十年及び五年以内償還すべき記名国債をもつて交付する。
【受付期間】
昭和四十年八月二十日より昭和四十二年三月三十一日まで

農地報償金を受けるには!!

買収令書などの関係書類を持つていなくとも農地改革当時、ほんとうに農地を買収されているのでしたら今回の給付金をもらうことができます。しかし買収令書を持つていなければい

ことを明らかにすることのできる登記簿の抄本を用意しなければならぬからです。この登記簿の抄本にその農地のある登記所でもらうこととなりますが、そのためにはその農地の地番、地目(田畑の別)面積を知つていなければなりません。農地を買収されたのは、ずいぶん昔のことですし買収令書も紛失してしまつているとしたら、地番、地目、面積などを正確に記憶してない人が大部分と思えます。このような場合には、その農地を買収された者がごとにその買収農地の内容がわかるように帳簿が整理されていきますからそれを閲覧すれば地番、地目、面積を確認することができます。この確認ができましたら被買収者氏名と被買収農地の表示(地番、地目、面積)を

明記して買収された旨の抄本の交付申請を出し抄本の交付を受けてください。抄本の交付を受けましたら、市町村の窓口に着てある農地被買収者給付金請求書に所定の事項を記載し、この登記抄本を証拠書類として添付して、住所地の市町村長に提出すればよいわけです。また被買収農地のなにかには、買収登記の完了してないものも、ほんのわずかですがあります。この場合には登記所ではその農地について買収登記がされ



ていないという証明書を提出することになります。もしこのような証明書が出されたときには、その証明書をもつて農業委員会に来ていただければ調査検討の上証明書を交付いたします。
なお登記所の抄本交付や給付請求書の提出は八月二十日から行なわれることになつていきますので登記所や市町村に正式に持ち込むのはその後でなければなりません。今回の給付金は農地改革により国に強制買収された農地についてだけ支給されることになつていきますので同じ農地改革期間中も財産税の物納として農地を国に納めた者には支給されません。これについてはいろいろと議論のあるところではあります。財産税物納は納税者が税を納付するに当り農地に限らず宅地家屋など不動産や有価証券など金銭以外の財産を金銭納付にかえて納付したものでして、物納農地もこの一般的な物納というものの一環として行なわれたものです。またこのような物納はいわば本人の選択によるものですから、農地改革による農地の強制買収とはその性質、形式も相当異なつて

第一回 西白地方社会教育研究 大会盛況に終わる

急進する社会に即応し、各行政及び関係団体が相互理解のもとに合理的な研究と計画を進め、総合的な社会教育計画を図り、よりよい地域の振興を促進するために関係機関のあらゆる層からの参加者二百余名を得て終日熱心に研究討議の末、それぞれ今後の方向を見出し盛況裡に終了しました。

去る七月二十三日午前十時より熊倉小学校において前記大会がもたれましたが西白管内では第一回で今回のように各関係者が一同に会したのは初めてのことで、



【写真は パネルディスカッション】

森地公連会長、西郷村長の挨拶に始まり研究主題「地域づくりのための社会教育の総合化をすすめるにはどうしたらよいか」を家庭教育、成人教育、生産教育、一般行政の四分科会に分けて各市町村から司会者、助言者、記録者が出て真剣に討議され、その後、社会の變貌に伴ない「地域の総合社会教育計画はいかにあるべきか」六名の登壇者によりそれぞれ各機構よりの意見が出され、最後に県社会教育課長丹野清栄先生の「社会教育の現状と今後の諸問題」と題して、社会教育の在り方と方向を示し聴衆者に感銘を与えた。なお当日、本村婦人会、熊倉小学校の絶大な御協力に感謝し鈴木教育長の閉会の辞を以つて終了しました。が、本大会は次年度より西白管内各市町村を

国民健康保険税が 改正されました

改正されました

昭和四十年年度の国民健康保険税率が七月二十日の臨時村議会で議決されましたので近日中に皆さんの手許に改正された税率によつて算定された国民健康保険税の納税通知書が配られますから滞納せずに各納期毎に完納して下さい。

四月二十六日付で「今年度の国民健康保険税は二三割増税される」というチラシをくばり各家庭にお知らせしましたが、その後、係数を整理した結果二六・二六割増税されることになりました。

【問】国民健康保険税はどのような割合で賦課されるか。

【答】国民健康保険税は地方税法第七〇三条の三の規定によつて次の割合で賦課されます。

- ①所得割 四〇割
- ②資産割 一〇割
- ③被保険者均等割 三五割
- ④世帯別平等割 一五割

【問】昭和四十年年度の改正税率を簡単に説明して下さい。

【答】①所得割(百分の一・三六)

次国民健康保険税について問答式によつて簡単に説明しましょう。

【問】国民健康保険税はどの不安を抱かれる場合、公正証書というものを作りたいものがあるに設置されたら聞きましたが、くわしくお知らせてください。

【問】私の家では家族三人所得金額が二十万円、固定資産税が三万円ですが今年の国民健康保険税はいくらになりますか計算して下さい。

【答】

① 所得割	200,000円 × $\frac{1.36}{100}$	= 2,720円
② 資産割	3,000円 × $\frac{14.69}{100}$	= 440円70銭
③ 被保険者均等割	3人 × 466円	= 1,398円
④ 世帯平等割		985円
合計		5,543円70銭

質問箱

【問】先日、公証人役場というものが白河市に設置されたら聞きましたが、くわしくお知らせてください。

【答】公証人役場は、皆さんが日頃、お金を貸したり借りたりものを買ったり買ったりなど、いろいろの約束をする場合約束が守れるかどうか少し

でも不安を抱かれる場合、公正証書というものを作りたいものがあるに設置されたら聞きましたが、くわしくお知らせてください。

公正証書とは、確実な証拠力を持ち後日の紛争を避けることを目的としているばかりでなく、代金や損害賠償金、或は手形債務の不払に対して裁判権で作る判決や和解書と同様、これにもとづいて差押えすることができるといえます。

たとえば金銭の貸借契約

【問】私の家では家族三人所得金額が二十万円、固定資産税が三万円ですが今年の国民健康保険税はいくらになりますか計算して下さい。

【答】あなたの家では五、五四三円七〇銭になります。十円未満の端数は切捨てられますので五、五四〇円だけ納付すればよいこととなります。

以上のほか、遺言証書の作成、或いは確定日附と云つて、皆さんが作つた証書に公証人役場の日附印を押せば、その日附についてだれにでも対抗することのできる証明力を与えます。

くわしいことは公証人役場にて御相談下さい。

場所 白河市八幡小路六番地(第一小学校前) 公証人、中根忠行役場です

巡回開催することになりました。

あなたには国民年金の保障がされませんか！

昭和三十六年度より国民年金の保険料徴収が始まり名実共に国民皆年金の対策が樹立され、国は社会保障を強く推進している現今、将来は誰しも年金によつて保障される時代となりました。さて当村においても未だに国民年金に加入しない方もおりますが、農林、漁業、商業などに従事(他の年金に加入している人は除く)している人は全部加入する義務があり、さらに保険料を納付(低所得者等は申請により年度毎に保険料を免除する)することによつて将来六十五才から老令年金、事故により障害者となつた人には障害年金、夫に死亡され十八才未満の子がいるときは母子年金、両親が死亡したときは遺児年金、保険料を三年以上納付した人が死亡したときは死亡一時金等の年金が支給することになつております。

とくに明治四十四年四月一日以降に生れた人で国民年金へ加入義務者が加入しないとか、加入しても全然保険料を納付しない人には七十才になつても現在七十才以上の老人に支給されている福祉年金は支給されません。(将来福祉年金制度はなくなり保険料を納めた年金一本となります)

さらに明治四十五年四月一日以前に生れた者は保険料納付期間と免除期間とが四年以上ないと年金が支給されませんので、全員加入保険料全納(免除期間も含む)によつて将来年金の受給に支障ないよう努めましょう。

次に会社、官庁等退職又は勤務したときは国民年金へ加入又は喪失の都度手続きをしないと将来通算老令年金受給通算退職年金受給するさい損をする場合もありますから充分ご留意願います。

福祉年金の一部改正により中風で一年以上家人の世話により療養している人や結核で三年以上経過し、安静度一、二度程度の者、精神の障害者(日常家人の介護を要する重障害者、精神分裂病、てんかん、アルコール中毒、脳膜炎後遺症等)には福祉年金が支給されるようになりましたので、世帯員は年金係までお出での上相談の上該当するものについては請求して下さい。

なおこれらの障害者は医師の診断書を添付するため年金係において状況を聴取し該当するものについては医師の連絡もいたします。

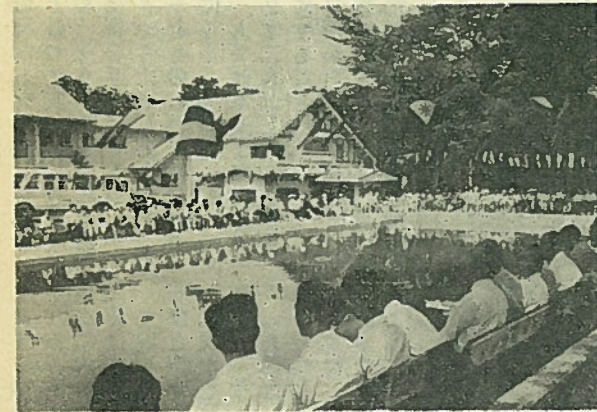
新甲子温泉に

温泉プール完成

新甲子温泉みやま荘前にこのほど国民保養温泉地整備事業による温泉プールが完成、七月十九日、白水会の泳法披露などを折り交ぜて盛大なプール開きが行なわれました。

このプールは白河市で設計、西郷村が事業主体となつてつくつたものですが、今後の管理は西郷、白河観光一部事務組合が行なう予定になつています。

七月二十一日からは各校とも夏休みに入つたため温泉プールは満員、遠方からの観光客から喜ばれるのはもちろん、白河からバスを利用した日帰り客も増えている状況です。



これで新甲子温泉にも冬のスキー場に近いで夏の遊び場が一つふえ、関係者を喜ばせています。

【写真は完成なつた温泉プール】

大暑時の稲作々況

苗代期及び本田初期の生育が遅れ冷害型の短稈多けつの様そを呈し、一時は心配されましたが、六月中旬より的高温多照で順調に経過し七月上旬、中旬稍天候がくずれたが、その後の天候に恵まれ急速な生育進展を見た。草丈もほとんど平年並で経数に於ては七〇〜〇%増の作況である。

長坂地区の作況も晩植による不振からの立なおも早く六月二十五日目の植付田では草丈、経数共に他地区と大差なく止葉の展開など(葉数)から見て三〜五日の遅れが考えられる。また現在葉数三〜四葉で不時出穂型の早生穂が散見されていますが、村全体の作況はやや良の作柄と考えられます。

しかし、八月の低日照不足予報から葉観はきんもつて稲作のヤマ場である八月初旬出穂直前、台風時の穂首イモチ防除、水のかげひきなど仕上げ管理に留意することが肝要です。

稲作作況 (7月23日現在)

品 種	苗代	草 丈		経数(坪当)		摘 要
		本年	平年	本年	平年	
はつにしき	折	79.8	82.3	1,327	1,236	葉イモチ程度
はつにしき	畑	78.4	81.5	1,538	1,452	
豊年早生	折	78.8	81.6	1,386	1,320	" 25% "
ふじみのり	折	75.7	76.0	944	930	
ふじみのり	畑	75.9	76.5	1,069	1,030	" 10% "
さわにしき	折	74.8	74.3	1,049	1,019	
農林21号	折	68.0	67.8	1,511	1,518	" 5% "
農林21号	畑	67.4	67.5	1,861	1,840	
とよちから	折	75.5	76.0	1,063	1,055	" 60% "
とよちから	畑	74.4	75.0	1,195	1,155	
せきみのり	折	72.3	76.0	1,228	1,310	" 15% "
豊林100号	折	79.1	81.0	1,030	1,120	
ふくにしき	折	60.5	—	1,096	—	" 8% "
さきにしき	折	76.3	—	1,412	—	
さきにしき	畑	76.6	—	1,492	—	" 12% "
さきにしき	畑	76.6	—	—	—	

警察だより

いたいけな子どもを 水の事故から守ろう

(白河警察署)

子どもの痛ましい水の事故がふえてきました。毎年六月から八月がピークを占めます。

これから暑さに加えて子どもが最も楽しみにしている『水の季節』となります。すでに白河署管内でも、三名の水の犠牲者が出ております。

これ以上の犠牲者を出さないように私たちは次のようなことに注意して子ども

を水の事故から守りましょう。

①危険個所には標示を……

川、沼、池などの危険個所を点検し、その場に危険の標示をする一方、危険個所の一覧地図を作成するなどして一般の人に知らしめるようにしましょう。

②遊び場所に命綱を……

若しものことを考えて、水遊びの場所には命綱を用意しておきましょう。また、危いところで遊んではいけないというところの危い場所を遊びたがる子どものつねです。こういふところにも命綱や救命具(自動車のチューブ、浮袋など)などを用意しましょう。

③監視員のシステムを……

危険の標示をしたから、命綱などを用意したからと言つて安心はできません。そういう場所には監視員を巡回させるシステムを考えましょう。

④子どものしつけを忘れず

一人では水遊びに行かず必ず二人以上で行くようにすること。

⑤日頃から危険個所をよく

教えておくこと。

⑥水遊びには保護者、信頼

命綱などを用意したからと言つて安心はできません。そういう場所には監視員を巡回させるシステムを考えましょう。

④子どものしつけを忘れず

一人では水遊びに行かず必ず二人以上で行くようにすること。

⑤日頃から危険個所をよく

教えておくこと。

⑥水遊びには保護者、信頼

川をきれいにしましょう

「川からゴミを追放する運動」

ゴミがたまつて小川がはんなしそうになつて、のをよく見かけますが、こうしたゴミはどこから流れてくるのでしょうか。皆さんが「これぐらいならば」というその心が積るのです。その部落の清掃思想を知るには、川を見れば一目で分かるといわれるくらいです。

他の部落に行つて川のきれいなのはとても気持よいものです。

できる年長者が必ず同行すること。

◇水に入る前は、必ず準備体操をするようにしつけ

ておくこと。

⑤ひと声注意を……

危険な場所でも水遊びをしている子どもを見たら、

「あぶないよ、こつちにいらつしやい」といつた注意の「かけ声」をかけた安全な場所につれてくるようにしましょう。

物などはとかく川に捨てがちですが、容器に集めて焼くか埋めるかの方法により衛生的なゴミの処分をして『川をきれいにしましょう』にご協力ください。

「ヒエ」の撲滅運動を!!

米の増産と「ヒエ」の撲滅は切つても切れない関係にあることは皆さんご承知の通りです。

今年も「ヒエを撲滅しよう」をスローガンにこの運動を実施することになりました。

ヒエを撲滅するには一人や二人の力では実現できません。部落が一致協力し、部落ごとのヒエの捨場をきめ、完全に撲滅するようお互いに協力して下さい。

「稲の大敵イモチ病の防除を万全に」

稲の生育は現在のとこ

稲の生育は現在のとこ軟張であり、各地に激発型のイモチ病が発生しております。天候予報によりますます梅雨は七月下旬頃に明けの見込みで、その夏型の天気となる時期はあるが、一般に変動が多く気温も平年並みか、やや低めに経過するよう、稲の耐病性が低く、病菌の活動も盛んになり発病が多い予想です。イモチ病は伝染病ですから地域全般に薬剤散布をす

ると病菌の飛散が少なくありません。このためには薬剤散布は共同防除が効果が高いので各部落防除団単位に実施することが望ましい。

稲の体内に病菌が多く侵入しますと、病菌の毒素のため草丈が低く、根腐も多くなり、収量も少なくなり、早期防除が大切です。

薬剤は、水銀剤、ブエラSM、ゴビ粉剤等を使用し十アール当り粉剤は三キ

ロ、液剤は一五〇リットル散布します。水銀乳剤は製品によつて濃度がちがいますから、誤らないよう注意してください。

イモチ病、モンガ病の併発する水田では同時防除剤を使用すると能率的です。その他くわしいことは営農指導員、農業改良普及員にご相談ください。

(西郷村異常気象対策本部)

若人よ来たれ!

福島県警察官募集

福島県では、たたいま警察官募集を次の要領で行なつております。

①募集受付 昭和40年8月25日まで

②受験資格 昭和十六年四月二日から昭和二十三年四月一日までに生れた男子

学歴は問わず受験できます。

③採用予定人員 約一三〇名

④試験の方法 筆記試験

⑤第一次試験 アンスリー式

身体検査

身長 一六〇cm以上

体重 四八kg以上

視力 两眼とも裸眼視力が〇・六以上

力が〇・六以上

⑥第二次試験 筆記試験(作文)、口述試験などを行ないます

⑦第一次試験日 昭和四十年九月五日

⑧第一次試験地 福島、郡山、白河、会津若松、平、原町、なお詳しくは、おまりの警察署、駐在所、番などで聞いて下さい。

泰平一家

